

事業者	環境省東北地方環境事務所福島環境再生事務所	
対象事業	名称	中間貯蔵施設に係る工事
	種類	宅地の造成事業、廃棄物処理施設（焼却施設）、工場又は事業場の設置（該当する可能性有り）
	規模	約 16km <sup>2</sup>
設置場所	福島県双葉郡大熊町、双葉町	
適用除外条項	条例第 49 条第 4 号	
適用除外年月日	平成 26 年 11 月 4 日	
適用除外とする理由	<p>(1) 東日本大震災からの復旧のため緊急に実施する必要があること。</p> <p>(2) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年八月三十日法律第百十号）」第 1 条に基づく基本方針（平成二十三年十一月十一日閣議決定）に基づいて環境影響の評価等が行われ、その結果に基づいた適切な環境保全措置等が講じられること。</p>	
適用除外に付する条件	<p>中間貯蔵施設環境保全対策検討会で取りまとめた「環境保全対策の基本方針」（以下「基本方針」という。）は、中間貯蔵施設の設置場所、施設概要等が確定していない状態で作成されているため、本来行われるべき環境影響評価としては不十分であることから、以下について対応すること。</p> <p>1 今後具体化される施設の諸元を踏まえ、施設設置・管理に係る環境影響を最小限にするため、継続的に調査を実施しつつ、その結果をより適正な環境保全対策に活用し、常に最良な対策を実施すべきであり、具体化に当たっては、以下の事項に留意すること。</p> <p>(1) 専門的な知見を活用し、最新の知見・技術を積極的に取り入れた環境負荷の低減に努めること。</p> <p>(2) 環境への影響を評価する項目及び手法等について、「基本方針」にとらわれることなく見直し、必要に応じ追加して調査等を行うこと。</p> <p>(3) 放射性物質については、人と動物・植物とに分けて環境影響評価の対象項目としているが、生態系上の両者の関連性から包括的に評価をすること。</p>	

	<p>2 工事中及び供用時を通して事後調査を行い、実施した対策等を評価し、必要に応じ新たな対策を講じるなど、不断の検証を行うこと。</p> <p>3 工事中及び供用時に、予測していない環境への影響が生じた場合等は、速やかに適切な対策を実施するとともに、事業内容を変更する必要がある場合は、当該変更による環境への影響について、調査、予測及び評価し、その結果に基づき、必要な環境保全措置を講じること。</p> <p>4 上記1から3については、検討経過及び結果等を公表し広く意見を求めるとともに、定期的に関係自治体等に対して丁寧な説明を行うこと。</p>
--	---